

職業安定分科会(第 199 回)	資料1—2
令和5年 11 月 21 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要（改正入管法の施行に伴う改正）

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号。以下「改正法」という。）による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において、補完的保護対象者認定制度が創設されたことにより、従来の難民条約上の難民の類型に当てはまらないが、紛争等で避難を余儀なくされている者について、出入国在留管理庁への申請を経た上で、「補完的保護対象者」として認定し、希望する者には「定住者」の在留資格を付与することとされた。
- 補完的保護対象者として認定されるには、当該対象者本人による申請が前提となるが、ウクライナにおける紛争によって日本に避難することを余儀なくされたウクライナの住民のほか、アフガニスタンにおける紛争等によって日本に避難することを余儀なくされたアフガニスタン及びシリアの住民についても令和5年度中に補完的保護対象者に認定される予定である。
- 当該補完的保護対象者の更なる雇用機会の増大や創出を図るため、特定求職者雇用開発助成金の対象事業主に補完的保護対象者を雇用する事業主を追加することを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の概要

- 補完的保護対象者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主について、当分の間、特定求職者雇用開発助成金特定就職困難者コースの対象に含めるもの。

3. 根拠条項

- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第2項

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年11月下旬（予定）
 - 施行期日：令和5年12月1日（※）
- ※ 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日と同日。

補完的保護対象者を雇用する事業主への支援について

目的：これまでウクライナ避難民については、特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の対象としてきたところ、本年6月に成立した出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において、従来の難民条約上の難民の類型に当てはまらないが、紛争等で避難を余儀なくされている者について、補完的保護対象者として認定する制度が創設された。

この補完的保護対象者についても、ウクライナ避難民と同様に特定求職者雇用開発助成金等の対象とする改正を行う。

■ 見直し内容

- 補完的保護対象者を特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）及びトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の対象労働者に追加。（特定求職者雇用開発助成金は省令改正、トライアル雇用助成金は局長通知の改正）

■ 助成金の対象となる「補完的保護対象者」について

出入国在留管理庁への申請を経て、「補完的保護対象者」と認定された者。
（ウクライナ避難民の他、アフガニスタン・シリア避難民等も対象として想定）

助成金名	現行の対象労働者	助成対象期間	支給額
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	高年齢者、障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、北朝鮮帰国被害者等、45歳以上公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者 日本に避難を余儀なくされたウクライナの住民等	1年	60万円 （中小企業以外50万円）
			「補完的保護対象者」を追加（省令改正）
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	・2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ・離職している期間が1年超の者 ・育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ・フリーターやニート等で1968年4月2日以降に生まれた者 ・特別の配慮を要する者（生活保護受給者等） ・告示において「安定した職業に就くことが困難である者として職業安定局長が定める者」と規定（「日本に避難を余儀なくされたウクライナの住民」を追加）	最長3か月	12万円
			「補完的保護対象者」を追加（局長通知）

※ 補完的保護対象者の認定は、あくまで本人の申請が必要となるため現行のウクライナ避難民も引き続き残ることとなる。

■ ウクライナ避難民への助成金の支給決定件数（令和5年9月末累積件数）

特定求職者雇用開発助成金： 15件

トライアル雇用助成金： 0件

■ 施行

・令和5年12月1日（予定） ※改正出入国管理及び難民認定法の施行の日と同日

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）（参考1）

厚生労働省

■ 概要

高齢者、障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

■ 支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下記の金額を支給対象期（6ヶ月）毎に支給する。

対象労働者	短時間労働者以外			短時間労働者		
	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額
高齢者（60歳以上） 母子家庭の母等	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)
身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)	80万円 (30万円)	2年 (1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)
重度障害者等 (重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者)	240万円 (100万円)	3年 (1年6ヶ月)	40万円 × 6期 (33万円 × 3期) ※第3期の支給額は34万円			

- ※ 「短時間労働者」とは一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、「短時間労働者以外」とは30時間以上の労働者をいう
- ※ 支給対象期は、雇入れ日直後の賃金締切日の翌日を起点に6ヶ月ごとに設定
- ※ () 内は中小企業以外の事業主に対する支給額・助成対象期間

■ 対象労働者

高齢者（60歳以上の者）、母子家庭の母等、父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者）
身体障害者、知的障害者、精神障害者 等

※ 高齢者（60歳以上の者）を除き、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る。

■ 対象事業主

対象労働者をハローワーク等の紹介により、雇用保険の一般被保険者又は高齢被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められる雇用保険適用事業所の事業主。

※ 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6ヶ月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）している場合など、一定の要件に該当しないことが必要。

トライアル雇用助成金

(一般トライアルコース)

(参考2)

厚生労働省

■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者等について、期間の定めのない雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試用雇用する事業主に対して助成する制度。

■ 助成内容等

コース名	対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
一般トライアルコース	<ul style="list-style-type: none">○2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者○離職している期間が1年超の者○育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者○フリーターやニート等で生年月日が1968年（昭和43年）4月2日以降の者○特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）	常用雇用	週30H以上	月額4万円 ※1 (最長3か月)

※1 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。

※2 ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

■ 助成のイメージ

